

# 朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和4年6月1日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市選挙管理委員会定例会	
開 催 日 時	令和4年6月1日（水） 午前10時00分から 午前10時15分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
	会議録の確認方法  委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

朝霞市選挙管理委員会定例会

令和4年6月1日(水)  
午前10時00分から  
午前10時15分まで  
朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題 選挙人名簿関係

議案第4号 選挙人名簿に登録する者について

議案第5号 選挙人名簿から抹消することについて

在外選挙人関係

議案第6号 在外選挙人名簿に登録する者について

議案第7号 在外選挙人名簿から抹消することについて

参議院議員通常選挙関係

議案第8号 事務従事者の委嘱について

議案第9号 ポスター掲示場設置の場所の決定について

議案第10号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について

議案第11号 登録の移替えの延期を定めることについて

- 5 その他
- 6 閉会

出席委員(4人)

委員長	細田昭司
委員長代理	加藤洋子
委員	曾根田晴美
委員	金子智恵子

---

事務局	選挙管理委員会事務局長	斎藤勉
事務局	選挙管理委員会事務局主幹兼局次長	大高亮
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係長	佐藤真
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係主事	齊藤竜馬

## 資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 選挙管理委員会定例会 出席一覧表
- ・ 議案第4号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第5号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 令和4年6月1日定時登録概要について
- ・ 議案第6号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 在外選挙人名簿登録者一覧表
- ・ 議案第7号 在外選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 在外選挙人名簿抹消者一覧表
- ・ 在外選挙人名簿登録者数、在外選挙人名簿登録者数の推移、近隣市の状況
- ・ 議案第8号 事務従事者の委嘱について
- ・ 議案第9号 ポスター掲示場設置の場所の決定について
- ・ 議案第10号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について
- ・ 議案第11号 登録の移替えの延期を定めることについて

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開きます。

第26回参議院議員通常選挙につきましては、6月22日に公示、7月10日投開票の日程が予定されております。当委員会としても遺漏のない万全の措置を講じてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

それでは、日程3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項の規定によりまして、曾根田委員、お願いいたします。

○曾根田委員

はい。

◎4 議題 選挙人名簿関係

議案第4号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第5号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

日程4、議題でございます。

選挙人名簿関係、「議案第4号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第5号 選挙人名簿から抹消することについて」。両案は関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

それでは一括して提案理由の説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第4号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることにつ

いて議決を求める。

令和4年6月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、876人。女、831人。計、1,707人となっております。

続きまして、議案第5号、選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和4年6月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、880人。女、775人。計、1,655人となっております。

1枚おめくりください。今回の定時登録の概要について申し上げます。

「1」のところ、選挙人名簿の登録につきましては、先ほどの議案第4号の内容となっております。転入が令和3年12月2日から令和4年3月1日までの方。年齢要件につきましては、平成16年3月3日から平成16年6月2日生まれの方が対象となっております。

続きまして、2の選挙人名簿からの抹消については、先ほどの議案第5号の内容となっております。転出等が令和3年11月1日から令和4年1月31日まで。死亡につきましては、令和4年3月2日から令和4年6月1日となっております。

3のところ、市内転居については、令和4年5月18日までで処理をさせていただいております。

その下の4のところ、選挙権を有する者の1/50の数、1/6の数及び1/3の数につきまして、それぞれ提示させていただいております。

裏面を御覧ください。

今回の登録による合計を申し上げます。

下の段になりますが、男、5万8,959人。女、5万8,568人。合計しまして、11万7,527人となっております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは初めに、議案第4号につきまして、御質疑等ございますか。

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第4号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第5号につきまして、何か御質疑等ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第5号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり承認されました。

#### ◎4 議題 在外選挙人関係

議案第6号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第7号 在外選挙人名簿から抹消することについて

##### ○細田委員長

次に、在外選挙人関係でございます。

「議案第6号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第7号 在外選挙人名簿から抹消することについて」は関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

それでは、一括して提案理由の説明をお願いいたします。

佐藤係長。

##### ○事務局・佐藤係長

議案第6号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和4年6月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1人。女、5人。計、6人となっております。

裏面を御覧ください。

今回の対象の方のお名前を載せてございます。

続きまして、議案第7号、在外選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和4年6月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、2人。女、0人。計、2人となっております。

裏面を御覧ください。

対象の方を載せております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、在外選挙人名簿登録者数について申し上げます。

6月1日現在で、男、60人。女、54人。計、114人となっております。

下にこれまでの登録の推移を載せておりまして、一番下の段には、近隣市の状況として3月1日現在の数を載せてございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

初めに、議案第6号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

議案第6号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第7号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第7号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり承認されました。



○細田委員長

次に、参議院議員通常選挙関係でございます。

「議案第8号 事務従事者の委嘱について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第8号、事務従事者の委嘱について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における事務従事者を、別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和4年6月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

ホチキス留めしております、後ろ1枚おめくりいただきますと、事務従事者の一覧を載せておりまして、第1投票区から第23投票区、それから選挙本部の従事者を載せてございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは、直ちに質疑を許します。

質疑ございますか。

よろしいですか。

(はい、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第8号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係 議案第9号 ポスター掲示場設置の場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第9号 ポスター掲示場設置の場所の決定について」を議題といたします。

佐藤係長、提案理由の説明をお願いいたします。

○事務局・佐藤係長

議案第9号、ポスター掲示場設置の場所の決定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を別紙のとおり設置することについて議決を求める。

令和4年6月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1枚おめくりいただきまして、第1投票区から第23投票区までのポスター掲示板の設置場所について記載してございます。

合計としまして、174か所になります。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

議案第9号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第9号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第10号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について

○細田委員長

次に、「議案第10号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第10号、ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙において公職選挙法第144条の2第5項の規定により候補者がポスターを掲示できるポスター掲示場の区画数を、18区画とすることについて議決を求める。

令和4年6月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

以上となっております。

○細田委員長

ありがとうございました。

議案第10号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第10号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係 議案第11号 登録の移替えの延期を定めることについて

○細田委員長

次に、「議案第11号 登録の移替えの延期を定めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第11号、登録の移替えの延期を定めることについて。

参議院議員の任期が令和4年7月25日に満了することに伴い、公職選挙法施行令第17条ただし書の規定により、朝霞市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期することについて議決を求める。

令和4年月6月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

下記のところに、選挙期間中の移替えをしない期間を載せてございます。

以上のとおりです。

○細田委員長

ありがとうございました。

議案第11号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第11号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり承認されました。

以上で、日程4の議題を終わります。

## ◎5 その他

### ○細田委員長

次に、日程5、「その他」でございます。

委員の方から何かございますか。

(なし、の声)

ないようですので事務局からは何かございますか。

事務局長。

### ○事務局・斎藤事務局長

事務局から御報告させていただきます。

まず、令和4年朝霞市議会定例会についてでございます。

日程でございますが、6月3日開会となります。6月9日、議案に対する質疑がございます。

6月13日、総務常任委員会、建設常任委員会が開催されます。6月15日、民生常任委員会、教育環境常任委員会の開催でございます。6月20日、21日、22日、三日間で一般質問が行われます。6月24日、閉会となります。

また、この定例会で一般質問でございますが、昨日一般質問の通告の締切りがございました。その中で山口議員から選挙管理委員会に対する質問がございました。質問の内容としましては、「障害者の投票する権利行使の保障について」ということで御質問を頂いております。

私からの報告は、以上でございます。

### ○細田委員長

ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

## ◎6 閉会

○細田委員長

ないようでございますので、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

委員長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_